

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の 使用促進について

政府の方針として、患者負担の軽減、医療保険財政の改善のため、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の推進が求められております。

当院におきましても、入院及び外来において、後発医薬品を積極的に採用しています。

（参考）厚生労働省のHP より

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、先発医薬品と治療学的に同等であるものとして製造販売が承認され、一般的に研究開発に要する費用が低く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が安くなっています。後発医薬品を普及させることは、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するものです。

このため、厚生労働省では平成 25 年 4 月に「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を策定し取組を進めてきました。さらに、平成 27 年 6 月の閣議決定において、平成 29 年 4 月に 70%以上とするとともに、平成 30 年度から平成 32 年度末までの間のなるべく早い時期に 80%以上とする、新たな数量シェア目標が定められました。

この 80%目標の具体的な達成時期については、平成 29 年 6 月の閣議決定において、「2020 年（平成 32 年）9 月までに、後発医薬品の使用割合を 80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。」と定められました。

目標の実現に向け、より一層、後発医薬品の使用促進のための施策に積極的に取り組んでいます。

2019 年 4 月 1 日
長崎大学病院長